

農業委員会広報



豊田地区 芳賀富弥さん(がんばってます)

目次

- ◆会長あいさつ ◆農業委員紹介……………2P
- ◆北小米マイライフ!! 5年生稲作体験学習……………3P
- ◆がんばってます 青年就農者 芳賀富弥さん……………4P
- ◆活動報告 ◆農業者年金情報……………6P～7P
- ◆農地のお知らせ・編集後記……………8P

第5号

◆発行／平成29年1月
◆編集／大石田町農業委員会

農地に関するお知らせ

★転用完了後の地目変更を忘れずに!!

- ◆許可を受けただけでは変更なりません。
 - ◆地目変更しないで放置しておく、諸手続きの障害となる場合があります。
- ※不動産登記法では、変更があった時から一ヶ月以内に登記しない場合、10万円以下の過料に処すると規定されています。(土地所有者の義務)

★農地の売買・貸借・転用するときには農業委員会等の許可が必要です!!

- 農地の売買・貸借：町農業委員会の許可
(無償の場合も許可が必要です)
- 農地の転用：県知事の許可(町農業委員会を経由)
(但し、4haを超す場合は要大臣協議)

申請窓口は町農業委員会(毎月10日締切)

- ◆許可なく転用した場合(農地法違反となり)
命令：工事中止及び
現状回復命令(県知事)
罰則：3年以下の懲役
または300万円以下
(法人の場合1億円以下)の罰金



★相続登記をお忘れなく!

- 農地所有者が死亡された時は、速やかに相続登記をお願いします。
 - 相続されない農地は売買や貸借ができません。
 - 農政関連の助成制度の障害になる場合もあります。
- 相続登記が終わったならば必ず農業委員会に届け出ください。

◎農地に関するご相談は地元の農業委員へ

手続き等に関するお問い合わせは農業委員会事務局まで 35-2111(内線151)

広報誌編集委員会

- | | |
|-----------|-----------|
| 委員長 星川 松雄 | 委員 飛渡 孝 |
| 委員 高橋 敏明 | 委員 齋藤 博美 |
| 委員 高橋 正子 | 委員 佐々木 義博 |
| 委員 芳賀 良一 | 委員 森 間宮 |
| 委員 芳賀 二郎 | 委員 忠 弘 |



本県の平成二十八年産水稻の作況指数は一〇三ですが、農家としてこの指数からみた収量の実感がなく、当町における指数はもっと低い数値ではないかと感じています。

国が示している平成三十年以降の米政策の変更により、中山間地域において非農地化が進むのではないかと不安に加え、法人化しない農家が廃業に追い込まれはしないかと危惧しているのは私だけでしょうか。

生まれ育ったこの大石田で夢と希望をもって農業を続けられる農業政策を打ち出していただけたらと切に願うものであります。

(記 星川)

編集後記

北小米(マイ)ライフ!!

～5年生稲作体験学習～

大石田北小の5年生が農協青年部の協力で、春の田植えから秋の稲刈りまで、`米作り、を実体験。とれたお米(はえぬき)を、みんなで味わいながら収穫の喜びをかみしめました。



やったー!! ハイポーズ

田植えのやり方では、田植え定規を使ってマスをつけるというのを知りました。田んぼのどろに足をとられそうになったけど、楽しいなと思いました。

稲刈りでは、最初は刈るのがおもしろかったけど、なれるとどんどん楽しくなりました。一発で刈れるとザクツクといって気持ちよかったです。

五年 矢作 葵くん



足をとられるけど楽しい♪

わたしは、教えていただいた分かったことが二つあります。

一つ目は、食べ物をそまっしなということ。稲刈りの時などに、稲を落としたりひろって、そまっしにしないことを教わりました。

二つ目は、お米を作るとは大変だということ。何か月もかけて作るの大変でした。これからは、食べ物を食べる時は、もっと感謝して食べたいと思います。

五年 丹野 琉那さん



自分たちが作った「はえぬき」は、とってもおいしい!!

今日は、楽しみに待っていた収穫祭でした。私達は畑で収穫した枝豆を使ってサラダを作りました。そして、農協青年部の方といっしょに作った「はえぬき」をたいて味わいました。とてもおいしかったです。

会食では、楽しくお話しができました。他に神楽と大黒舞で、おもてなしができました。とても楽しい収穫祭になってよかったです。

五年 柴崎 彩さん



楽しみにしていた収穫祭



地域農業者の代表として 自信と誇りを胸に!

会長 芳賀 芳一

輝かしい新年を迎え謹んでお慶び申し上げます。六十年ぶりの大改革となった「農業委員会等に関する法律」の改正法が平成二十八年四月一日に施行されておりますが、当町では本年七月の改選期からその適用を受け、新農業委員十四名が町長の任命により新たな体制でスタートします。

耕作放棄地の増加や農業従事者の高齢化等、厳しい農業の生産現場の課題解決に向けて、農業委員、農地利用最適化推進委員と農地利用改善組合との話し合いのもと、担い手への農地利用集積(集積率八割)を目標に取り組み、耕作放棄地の発生防止、解消、農地の集約化に努めます。

今日の大きな情勢変化(行政による平成三十年産以降の米の生産目標数量配分の廃止と需給調整のしくみの変更)を踏まえ、地域の農業者の代表として自信と誇りを持って、大石田町の農業、農村の健全な発展に寄与するために、町行政や農協と連絡を密にして情報を発信していきます。

併せて優良農地の維持確保についても努めて参りますので、本年もよろしくお願ひ申し上げます。



大石田北小 稲刈り



大石田北小 田植え

農業委員紹介

委員退任のおしらせ

土地改良区推薦委員であった長瀬義吉さんが、推薦団体である村山北部土地改良区の役員改選に伴い、9月30日をもって退任されましたのでおしらせいたします。



亀井田①



大石田地区



亀井田②



横山地区



田沢地区

7月改選期より農業委員の選任方法が変わります。

～農地利用最適化推進委員が新設されます～

★農業委員14名（公募・推薦により、議会同意の上、町長が任命）

★農地利用最適化推進委員10名（公募・推薦により、農委が委嘱）

◎主な仕事（農業委員も農地利用最適化推進委員も共通任務）総会議決権は農業委員のみ

担い手へ農地
集積・集約促進

耕作放棄地の
発生防止と解消

農業への新規
参入の促進

農地利用最適化推進
に関する指針の策定

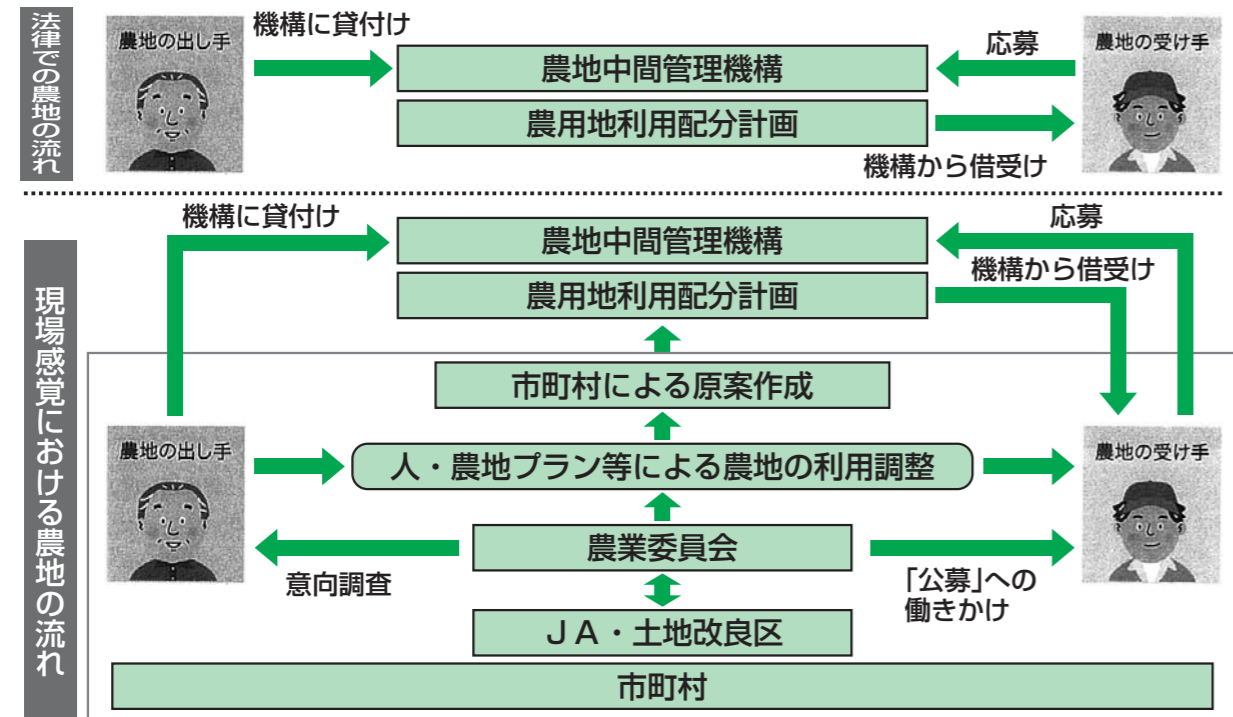
改選期に向けたスケジュール

12月	1月～4月	5月	6月	7月
◆定数条例等の設定 (町議会にて議決)	◆公募等状況の公表 ◆推進委員公募開始 ◆農業委員公募開始 ◆公募・推薦方法の周知 ◆改正内容の周知 ◆規則・要綱等の整備	◆農業委員の選定・準備 ◆評価委員会の開催等 ◆公募等の締切	◆評価委員会の開催 ◆推進委員の選定 (6月定例議会) ◆農業委員の議会同意提案	◆最適化推進指針の策定 ◆推進委員の委嘱(農委) ◆農業委員の任命(町長) ◆第一回総会の開催 【七月二十日】

公募期間(約1ヵ月)

公募期間(約1ヵ月)

農地中間管理事業の流れ



私が農業を始めたのは、勤めていた会社を辞めた時に、親から勧められたのがきっかけでした。

小さい頃から身近な職業とはいえ、本格的に始めるとなると会社勤めからの転職なので、休みも不定期なうえに慣れない力仕事、最初から「農業をやろう」と思ってた人よりも劣るスタートなので初めはあまり楽しかったです。

しかし、収穫時期の達成感やお客様とのふれあいの中で、農業の楽しみやうれしさ等を体感し、やりがいを感じ始めました。

年数を重ねるうちに作業の流れも身に付き、作業効率を考えると余裕も出てきました。私の家では水稲と西瓜を作っているのですが、二年前から私が主に稲作を担当するようになり、身近な農家から「田んぼ貸すから、米お前作ってみたいべい」

シリーズ「がんばり農業」

豊田 芳賀富弥

と言われたのがきっかけで、やってみたいと思いました。農業の高齢化が進んでいるという事です。始めて二年足らずで約3haも作付面積が増えました。年齢で面積を減らす農家や辞める農家からバトンを受け、周りを見ても若い農家の人は少ないので、これからはますます貸し農地は増えてくることは、目に見えている

ので、先の農業経営も考えていかなければならないと思います。他に感じたことは、今の農業は季節の作業内容、肥料や除草剤の散布時間、散布量、薬剤等の名称等をきちんと記載報告する経歴明快の時代であるということです。

今の消費者の皆さんは、味はもちろん安全安心な食材を求めていることを肌で感じており、これらを踏まえて責任



を持って仕事(米作り)に打ち込みたいと思います。

今後、作付面積が増加していけば作業効率の向上を図るため、機械の購入や施設の拡大等を考えていかなければならないので、農業経営についてもっと勉強しながらがんばっていきたいと思います。

まだまだやらなければならぬことが沢山あり、自分のいたらないところに多少不安もありますので、農家の先輩方、関係機関の皆さんにいろいろなおアドバイスを協力をお願いしてがんばりたいと思います。

◆県内で新規就農者が増えています。(H28.9 県農林水産部公表資料より)

H28.5月末現在
 総数 300人【男209人 女91人】内、学卒57人・Uターン112人・非農家131人
 前年比：(総数+20人) (男+3人) (女+17人) (+13人) (+3人) (+10人)

- 特徴：①新規学卒就農者が増加している。
- ②新規参入就農者（非農家出身者）や女性の就農が着実に増加している。
- ③農業法人等へ就職する雇用就農が5割となった。

★山形県の新規就農支援 やまがた農業支援センター・県立農業大学校と連携を図った取組 平成28年度事業(平成29年度は未定)

	主な施策と内容
動機付け段階	○広告・PR活動 ○就農相談活動(首都圏や地元) ○体験バスツアー、短期体験
就農準備段階	○独立就農研修事業(45歳以上) ○雇用就農促進事業(45歳以上) ○働きながら学ぶ入門講座(他産業従事者向け、夜間・休日)
就農初期段階	○新規就農定着サポート事業(新規参入者に営農費用助成) ○新規就農者フォローアップ活動(農業技術普及課・やまがた農業支援センター)

共通課題の解決に向けて

委員 飛渡 孝

七月十二日、友好交流協定を結んでいる宮城県涌谷町の農業委員と意見交換会を行いました。近年、農業を取り巻く環境は、刻一刻変化しており、後継者不足や遊休農地の問題等、同じ問題を抱えていることを認識しました。

涌谷町は、当町と同じく稲作を中心として、野菜（小ねぎ・ほうれん草）等を組み合わせ「水田を中心とした副業経営」が中心となっており、しかし、生産法人が組織され、パート職員等を活用して雇用促進を図っていました。遊休農地については、山間

部が少ないせいか比較的少なく、農業委員会改革における農地利用最適化推進委員を設置しないという状況でした。また、農業機械に対する補助金制度も手厚く感じました。しかし、新規就農者は少なく、当町と同じ悩みを抱えていることもわかりました。今回の意見交換会を契機に今後も交流を深め、両町の農業委員会活動や農業振興に生かしていければ幸いです。



西部すいか選果場を合同視察



町特産のすいかを試食中

農地利用の最適化の推進を目指して!!

委員 森 二郎



勤続15年表彰受賞
(山形県農業委員大会において)

十月二十八日に県農業委員大会が新庄市民文化会館で開催され、農業、農村の活性化に向けた政策提案、農地利用最適化の推進等に関する決議三議案を採択しました。本年四月に改正農業委員会法の施行後、初めてとなる大会で、県知事を始め、県選出国会議員の秘書官、関係機関代表者の出席のもと、七百名を超える委員が参加しましたが、これは農政の変化に不安を感じながらも法改正の理解に努めようと真剣に取り組んでいる姿であると感じました。この度の改正は耕作放棄地の増加や農業従事者の高齢化等厳しい農業現場の課題解決に向け、農地利用の最適化を果たせるように我々農業委員会は大きな情勢変化を踏まえ、農業農村の健全な発展に寄与して参ります。政策面では、農地利用の最適化のため、農地の集積や里山保全への支援の充実、農地の相続手続きがスムーズに行えるようにする措置を講じることや農業者年金の加入推進に取り組むこと等を確認し閉会しました。

優良農地の確保に向けて

委員 齋藤 博美

九月十二日、JA役職員と意見交換会を行いました。農家は今、TPPにおける農業への影響、平成三十年以降の生産調整のあり方等、農業に対する不安でいっぱいになっています。米の需要が毎年落ち込み、転作が年々強化されてきた中で我が町では、平成十一年から「特裁米」に取り組み続け、品質の向上に努めてきた経過があります。

米の町・大石田

委員 高橋敏明



これからも、こうした栽培努力をすることで「大石田米」としてのブランドを維持しながら、米自体の需要を増やす努力を続けていきたいと思えます。JAには、更なる指導力の強化や集荷体制の強化、特裁米の有利販売をお願いしたいと思います。

大石田町農業委員会では、農地パトロールを年二回行っています。第一回は、七月二十五日に委員全員でこれまで許可された転用案件について、最後まで履行されているかを調査しました。中には地目変更がなされていない案件や現地の転用が未実施（工期等の延長申請あり）の案件もあり、今後、指導や経過観察していくこととなりました。第二回目は、九月五日から九日までの五日間で、主に遊休農地を、各地区担当委員と事務局とで地区毎に調査しました。

この調査では、前年度に利用意向調査をした農地において、回答内容と現地が違う場合には課税強化の対象となるため、きめ細かいパトロールとなり、一日がかりとなった地区もありました。農業人口の減少と高齢化に伴い、年々遊休農地が増加傾向にあります。そういう状況の中、平成十八年四月に施行された改正農業委員会法により、新たに設けられる農地利用最適化推進委員と共に我々農業委員が優良農地を守っていく制度が生まれ、当町においては改選期となる平成二十九年七月から実施されることとなります。豊かな大石田町の農業となるように、町やJA及び関係機関と共に連携・協力して担い手を育て、優良農地の確保と効率利用に努めていきたいと思えます。



農業者年金に加入しませんか？

- ◆農業者年金は、農業者だけが加入できる国民年金の上乗せ年金です。
- ◆納めた保険料とその運用益により年金額が決まる積立方式(確定拠出型)のため、安全な年金制度です。
- ◆保険料は全額が社会保険料控除され、節税になります。
- ◆自分で月額保険料を決められます。(2万円~6万7千円)

経営移譲年金受給者の皆様へ

農業者年金が減額になる場合があります

農地の賃貸の相手先の変更や農地の転用など、農地の移動の予定があるときは農業委員会にご相談ください。

次の項目に該当する場合は、届出が必要となる場合があります。

- 貸していた農地が返還された
- 農業経営を再開した
- 後継者が転出した
- 賃貸の相手が変更になった
- 後継者が亡くなった

